

令和2年度個別指導等における主な指摘事項(歯科)

I. 診療に関する事項

1. 診療録等

- (1) 診療録の記載方法、記載内容について、診療行為の手順と異なる記載が認められたので改めること。
- (2) 診療録の記載方法、記載内容について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 療法・処置記載欄への複数行(2段)の記載
 - ② 独自の略称の使用
 - ③ 判読困難な記載
 - ④ 行間を空けた記載
- (3) 診療録様式第一号(二)の1(診療録第1面)の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 主訴、歯式(口腔内所見等)、終了、転帰に係る記載がない。
 - ② 傷病名を適切に整理していない。
- (4) 診療録様式第一号(二)の2(診療録第2面)の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 症状、手術内容の記載がない。
 - ② 部位の記載が誤っている。
 - ③ 一部負担金に係る記載をしていない。
- (5) パソコン等、OA機器により作成した診療録の場合は、診療を行った保険医は、必ず診療録を紙媒体に打ち出した後に記載内容を確認し、署名又は記名押印を行うこと。

2. 歯科技工指示書

- (1) 歯科技工指示書について、次の記載がない不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 発行の年月日
 - ② 使用材料
 - ③ 歯科医師の氏名及び保険医療機関の所在地

3. 基本診療料等

- (1) 歯科初診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 主訴が定期検診であって治療の継続性が認められる診療について、歯科初診料を算定している。

- ② 保険外診療（自費診療）を目的とした診療について、歯科初診料を誤って算定している。
- (2) 歯科再診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 保険外診療（自費診療）を目的とした診療について、歯科再診料を誤って算定している。

4. 医学管理等

- (1) 歯科疾患管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録に管理計画に基づく継続的な口腔管理を行った要点の記載がない。
 - ② 保険外診療（自費診療）を目的とした診療について、歯科疾患管理料を誤って算定している。
 - ③ 診療録への歯科疾患の管理の要点の記載が画一的であり、実態に即した内容となっていない。
 - ④ 歯科疾患の管理にあたって必要な事項の記載がない。
- (2) 歯科疾患管理料に係る文書提供加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 患者に文書を提供していない。
 - ② 提供文書に患者の基本状況を記載していない。
- (3) 歯科衛生実地指導料1について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 提供文書に歯科医師の氏名の記載がない。
 - ② 歯科衛生士に対して行った指示内容の要点の診療録への記載がない。
 - ③ 歯科衛生士に対して行った指示内容の要点の診療録への記載が画一的であり、実態に即した内容となっていない。
 - ④ 患者に文書を提供していない。
 - ⑤ 提供文書の写しを診療録に添付していない。
 - ⑥ 診療録に記載されている実施時間が画一的であり、実態に即した内容となっていない。
 - ⑦ 提供文書に歯科衛生士の氏名の記載がない。
 - ⑧ 提供文書に口腔衛生状態（プラークの付着状況を含む）に係る記載がない。
 - ⑨ 指導の実施時刻について、診療録及び提供文書における記載と歯科衛生士の業務に関する記録における記載に齟齬がある。
- (4) 新製有床義歯管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 提供文書に保険医療機関名及び担当歯科医師の氏名を記載していない。
- ② 患者に文書を提供していない。

5. 在宅医療

- (1) 歯科訪問診療料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 訪問診療の計画の要点を診療録に記載していない。
- (2) 訪問歯科衛生指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 歯科訪問診療の時間と訪問歯科衛生指導の時間が重複している。

6. 検査

- (1) 電氣的根管長測定検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に検査結果を記載していない。

7. 画像診断

- (1) 歯科エックス線撮影等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に歯科医学的に必要な所見の記載をしていない。
 - ② 診療録に記載している必要な所見が実態と異なっている。
 - ③ 歯科医学的に妥当でない画像に基づいて診断している。
 - ④ 当該歯の根尖部まで撮影されていない。
 - ⑤ 画像を紛失している。

8. 投薬等

- (1) 疾病に関する療養の給付ではなく、予防的に投薬している不適切な例が認められたので改めること。

9. 歯周治療

- (1) 「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」を参考とする等、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- (2) 歯周病検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録において検査結果を確認できない。
 - ② 診療録に検査結果を記載又は検査結果が分かる記録を添付していない。
- (3) 歯周基本検査及び歯周精密検査について、歯周病に急性症状があるにもかかわらず

- わらず実施している例が認められたので改めること。
- (4) 歯周基本検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録に歯の動揺度の検査結果の記載をしていない。
 - ② 患者の傷病名から判断して、歯科医学的に妥当でない者に算定している。
 - ③ 保険外診療（自費診療）を目的とした診療について、誤って算定している。
- (5) 混合歯列期歯周病検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① プラークチャートを用いたプラークの付着状況の検査、プロービング時の出血の有無の検査を実施していない。
- (6) 歯周基本治療について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 検査結果等から判断して、スケーリング・ルートプレーニングの必要性がない。
 - ② 歯周病検査からスケーリング・ルートプレーニングまでの間隔が長く、歯科医学的に不適切である。
 - ③ 不適切な歯周病検査に基づいてスケーリング・ルートプレーニングを行っている。
 - ④ 診療録等から見て、歯科医学的に妥当適切でないスケーリング・ルートプレーニングを行っている。
- (7) 保険外診療（自費診療）を目的とした診療について、スケーリング・ルートプレーニング、歯周基本治療処置を誤って算定している。
- (8) 歯周基本治療処置について、次の不適切な例が認められたので改めること
- ① 診療録に用いた薬剤名を記載していない。

10. リハビリテーション

- (1) 歯科口腔リハビリテーション料1（1 有床義歯の場合）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録に義歯に係る調整方法及び調整部位又は指導内容の要点の記載がない。

11. 処置等

- (1) 感染根管処置について、抜歯を前提とした急性症状の消退のための根管拡大等について、診療録に処置内容を記載していない不適切な例が認められたので改めること。
- (2) 加圧根管充填処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 歯科エックス線撮影による根管充填後の確認を行っていない。
 - ② 3根管の歯について、緊密な根管充填を単根のみに行っているにもかかわらず

ならず、3根管で算定している。

(3) 機械的歯面清掃処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 保険外診療（自費診療）を目的とした診療について、誤って算定している。

(4) 咬合調整について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 装着後の歯冠修復の調整を、咬合調整として算定している。

(5) 除去について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 歯根の長さの3分の1未満のポストにより根管内に維持を求めるために製作された鑄造体について、著しく困難なものとして算定している。

(6) 口腔内装置について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 診療録等から、咬合関係が付与されたものであることが確認できない。

(7) 暫間固定について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 歯科医学的に妥当適切でない例が認められた。

② 診療録に具体的な処置内容が記載されていない。

1 2. 手術

(1) 口腔内消炎手術について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 診療録に手術部位、症状及び手術内容の要点の記載がない。

(2) 難抜歯加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 診療録等から判断して歯根湾曲等に対する抜歯手術として認められない。

(3) 歯周外科手術について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 診療録に歯肉剥離搔爬手術に係る手術内容の要点の記載がない。

② 検査結果等から判断して、歯科医学的に妥当適切に実施していたと認められない歯肉剥離搔爬手術

(4) 歯根端切除手術について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 診療録等の記載から判断して、歯根端切除手術でないものに対して算定している。

1 3. 麻酔

(1) 吸入鎮静法について、実施時間、使用した酸素及び窒素の容積を誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。

1 4. 歯冠修復及び欠損補綴

(1) クラウン・ブリッジ維持管理料について、次の不適切な例が認められたの

で改めること。

- ① 提供文書に保険医療機関名を記載していない。
 - ② 補綴物ごとに文書による患者への情報提供を行っていない。
- (2) 歯冠修復について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録等から見て、歯科医学的に妥当適切でない腐蝕即時充填形成を行っている。
 - ② 診療録等から見て、歯科医学的に妥当適切でない腐蝕インレー修復形成を行っている。
 - ③ 診療録等から見て、歯科医学的に妥当適切でない充填を行っている。
 - ④ 診療録等から見て、歯科医学的に妥当適切でない金属歯冠修復を行っている。
- (3) 補綴時診断料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録に制作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点の記載がない。
- (4) 有床義歯について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 局部義歯の歯数を誤って算定している。
- (5) 有床義歯修理について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録に修理内容の要点を記載していない。

1 5. 保険外診療

- (1) 一口腔内において保険診療と保険外診療を同時に行っている不適切な例が認められたので改めること。
- (2) 一口腔単位で保険外診療の費用を徴収しているにもかかわらず、別に保険請求している不適切な例が認められたので改めること。
- (3) 保険外診療として実施すべき治療内容について、保険診療として誤って算定している例が認められたので改めること。

II. 請求事務等に関する事項

1. 診療報酬請求

- (1) 診療録と関係書類（技工指示書、納品書）において、技工物の内容、部位が一致していない不適切な例が認められたので改めること。

2. 一部負担金等

- (1) 一部負担金について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録と日計表の金額が一致していない。
 - ② 患者から過徴収している。
 - ③ 徴収すべき者から徴収していない。

- ④ 計算方法が誤っている。

3. 届出事項等

(1) 院内掲示について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の届出事項に関する事項の掲示がない。
 - ・ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
 - ・ 口腔粘膜血管腫凝固術

② 届出されていないものが掲示されている。

- ・ 歯科診療特別連携加算

(2) 次の届出事項について変更が認められたので、速やかに関東信越厚生局長に届け出ること。

- ① 診療科目
- ② 診療時間
- ③ 保険医の異動